

**ご記入前に必ずお読みください。**

- この届書は、新たにiDeCo+を「毎月定額拠出」で開始する事業所、または「毎月定額拠出」でiDeCo+を実施済みの事業所に関し、対象者等の条件に資格を定め、一定の職種、勤続期間または区分ごとに事業主掛金額を階層化する場合に届け出る書類です。
- この届書だけを提出することはできません。必ず、下記の様式とともにご提出ください。
  - ① 新たにiDeCo+を「毎月定額拠出」で開始する際に、対象者等の条件に資格を定め、一定の職種、勤続期間または区分ごとに事業主掛金額を階層化する場合
    - ※ 「中小事業主掛金納付開始届（K-320）」とともに提出
  - ② 「毎月定額拠出」で登録済みのiDeCo+の実施内容に関し、対象者等の条件の資格（区分）を変更する場合
    - ※ 「中小事業主掛金変更（額・資格変更）届（K-336）」とともに提出
- 提出が必要な様式については、「中小事業主掛金納付開始届（K-320）」または「中小事業主掛金変更（額・資格変更）届（K-336）」の記入要領内に記載された「様式（書式）組みあわせ表」でご確認ください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かりやすくご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消してください。また、訂正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。

全ての書類について2部ずつご提出が必要です

国民年金基金連合会 厚生労働省 **iDeCo+** **資格別中小事業主掛金届(定額)**

連合会用  拠出  
 厚生労働省用

登録事業所番号	登録事業所名称	
(A)	(B)	
資格	事業主掛金額 (千円単位、1～22千円の範囲)	留意点
(C)	(D)	◎毎月定額で掛金額を拠出する場合に使用します。月別で納付月の有無がある場合は本様式ではなく様式K-324を提出ください。 ◎事業主掛金額は千円単位で、1～22千円の範囲で記載ください。 ◎開始年月又は変更年月の翌月が初回納付月となります。  【記載例・留意事項】 1.勤続期間の条件のみ資格の整合 例1「勤続期間1年以上」：一つの資格のみで管理し扱い。試用期間を対象外とする場合などにもこの記載が認められます。 例2「勤続期間5年未満」「勤続期間5年以上」 例3「勤続期間1年以上5年未満」「勤続期間5年以上10年未満」「勤続期間10年以上」：以上～未満となるように記載ください。  2.職種・役職による資格別による場合 ◎就業規則等資格ごとの労働条件の差異を確認できる資料添付が必須です。 ◎資格に付いた職種や役職が就業規則等に記載が必要があります。また資格ごとの労働条件の差異も確認できる内容である必要があります。 ◎役員は一般的に就業規則の対象外となります。取締役規程等を添付いただくiDeCo+規程などを定めその役員が対象となること、その事業主掛金を記載し、就業規則と共に提出してください。

**①欄について**

- 事業主払込（口座振替）の登録事業所番号をご記入ください。
- 過去に発行された個人払込の登録事業所番号を記入した場合、不備となります。

**②欄について**

- 国民年金基金連合会に届け出ている事業所名称をご記入ください。

**③、④欄について**

- 「資格」欄は、設定する事業主掛金の額ごとに、資格を分けて記入してください。
- 「事業主掛金額」欄は、毎月の事業主掛金額を「1」千円から「22」千円の範囲で、1,000円単位で記入してください。  
(例：3,000円を指定する場合、「3」と記入します。)  
 ※ 事業主掛金額は、加入者掛金と合計して5,000円以上23,000円以下となるよう設定します。また、加入者が納付する掛金は、加入者個人が各人の運営管理機関で設定します。  
 ※ 加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。

※ 具体的な記入方法は、次ページの記入例をご参照ください。

資格欄（C欄、D欄）の記入例（5種）

《記入例1：勤続期間（1種類のみ）》

対象者等の条件を、「勤続期間1年以上の厚生年金保険の被保険者に対し、一律10,000円の事業主掛金額を拠出する。」とした場合の記入例。

資格	事業主掛金額
勤続期間1年以上	10

★ポイント★

- ※ この場合、K-320またはK-336の「対象者等の条件」欄は「2.【勤続期間条件のみ】」に○印を記入します。
- ※ 事業所での管理負担が少ないパターンです。
- ※ 就業規則等の添付は不要です。

《記入例2：勤続期間で階層化》

対象者等の条件を、「勤続期間1年以上と定め、勤続期間で事業主掛金額を5,000円～22,000円に階層化する。」とした場合の記入例。

資格	事業主掛金額
勤続期間1年以上5年未満	5
勤続期間5年以上10年未満	10
勤続期間10年以上15年未満	15
勤続期間15年以上20年未満	20
勤続期間20年以上	22

★ポイント★

- ※ この場合、K-320またはK-336の「対象者等の条件」欄は「2.【勤続期間条件のみ】」に○印を記入します。
- ※ 「～年以上、～年未満」と記入し、期間の抜けがないように記入します。
- ※ 就業規則等の添付は不要です。

《記入例3：職種で階層化》

対象者等の条件を、「職種ごとに事業主掛金額を下記の3つに階層化する。」とした場合の記入例。

- ※ 「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、就業規則等において、給与や退職金等の労働条件が他の従業員とは別に定められていることが要件となります。そのため、「役職」により資格を定める場合は、《記入例5》をご確認ください。

資格	事業主掛金額
正社員	7
契約社員	5
嘱託社員	3

★ポイント★

- ※ この場合、K-320またはK-336の「対象者等の条件」欄は「3.【職種条件のみ】」に○印を記入します。
- ※ 各職種ごとの給与・賞与・退職金等の労働条件の差異が確認できる就業規則等の提出が必要です。（今回対象外とする職種も含め、労働条件の差異が確認できる必要があります。）

《記入例4：職種+勤続期間で階層化》

対象者等の条件を、「職種と勤続期間に応じて事業主掛金額を下記の4つに階層化する。」とした場合の記入例。

- ※ 「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、就業規則等において、給与や退職金等の労働条件が他の従業員とは別に定められていることが要件となります。そのため、「役職+勤続期間」により資格を定める場合は、《記入例5》をご確認ください。

資格	事業主掛金額
勤続期間3年以上の正社員	15
勤続期間3年未満の正社員	12
勤続期間5年以上の契約社員	9
勤続期間5年未満の契約社員	6

★ポイント★

- ※ この場合、K-320またはK-336の「対象者等の条件」欄は「4.【職種と勤続期間条件】」に○印を記入します。
- ※ 「～年以上」、「～年未満」等、期間の抜けがないように記入します。
- ※ 各職種ごとの給与・賞与・退職金等の労働条件の差異が確認できる就業規則等の提出が必要です。（今回対象外とする職種も含め、労働条件の差異が確認できる必要があります。）

《記入例5：役職（区分）で階層化》

対象者等の条件を、「役職（区分）に応じて事業主掛金額を下記の4つに階層化する。」とした場合の記入例。

資格	事業主掛金額
役員	22
部長、支店長	20
課長、室長	15
係長、主任	10
一般社員（役職なし）	5

★ポイント★

- ※ この場合、K-320またはK-336の「対象者等の条件」欄は「5.【1～4以外の資格（区分）】」に○印を記入します。
- ※ 各役職（区分）ごとの給与・賞与・退職金等の労働条件の差異が確認できる就業規則等の提出が必要です。（今回対象外とする役職（区分）も含め、労働条件の差異が確認できる必要があります。）
- ※ 「役員」は一般的に就業規則等の適用対象外となっています。そのため、別途「iDeCo+規程」等を定め、役員を含む対象者の範囲および役職（区分）ごとの事業主掛金額を明記の上、提出することをご確認ください。

- ※ 複雑な資格（区分）設定や細分化された多数の資格（区分）を設定された場合、事業所の事務負担が大きく、変更に関する届書の提出漏れも多くなりますので、ご注意ください。
- ※ 事業主掛金額の変更については、原則1年（1月～12月）に1回のみ可能です。
- ※ 事業主掛金額の変更手続き等が事業主の都合により遅れた場合であっても、納付額の調整を目的とした掛金の追納や減額はできません。
- ※ 就業規則等の作成方法についてのアドバイスは、法律上、国民年金基金連合会では致しかねます。必要に応じてお近く（各都道府県会）の社会保険労務士等の専門家にご相談ください。